

# 青森県報

号外第四号

令和四年  
二月一日  
(火曜日)

## 目次

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

## 告 示

### 青森県告示第四十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和四年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三九五・一三
岩木川下流	〃	五〇三・〇三
岩木川上流	〃	一、〇九八・五六
平川	〃	五七六・一八

浅瀬石川	〃	六八〇・四八
今別川く蟹田川	〃	一、〇三四・二八
青森地区	〃	八六一・〇四
下北東部	〃	一、二八八・七四
下北西部	〃	九八〇・八五
上北地区	〃	一五一・五八
七戸川	〃	六二七・〇七
奥入瀬川	〃	六四二・九二
馬淵川下流	〃	九六四・四八
新井田川	〃	一六三・〇三
中村川く笹内川	土砂流出防備保安林	一五七・〇〇
岩木川下流	〃	二八四・七四
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四一・八六
浅瀬石川	〃	一〇三・八二
今別川く蟹田川	〃	一八・一四
青森地区	〃	一七四・四八

上北郡おいらせ町	上北郡六ヶ所村	上北郡横浜町	上北郡野辺地町	三沢市	下北郡東通村	下北郡大間町	むつ市	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・七〇	九・七二	二一・三八	六・一六	二四・八五	一六・〇〇	〇・三〇	〇・二〇	五・七八	一・六四	〇・八六	八二・二一	八五・八〇	〇・六二	一〇一・一四	二四・三四	一四七・五四

上北郡六ヶ所村	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡七戸町	上北郡野辺地町	三沢市	十和田市	下北郡東通村	むつ市	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鯨ヶ沢町	八戸市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃
三五・〇六	〇・六四	八・三六	〇・九六	〇・五〇	四・三〇	〇・四八	一三・七八	四・一〇	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八八	二・八四	三・七〇	〇・九六

三戸郡階上町	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	八戸市	上北郡六ヶ所村	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡野辺地町	三沢市	十和田市	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡外ヶ浜町	東津軽郡平内町	青森市	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃
三・七四	八・八六	九・三二	一・〇〇	四八・二八	〇・三六	二・九六	〇・九八	三・二四	二・〇一	三・六〇	三一・〇〇	〇・〇八	一〇五・九八	一・七四	二・四〇	〇・〇四

南部地区	津軽地区
〃	保健保安林
九三・五二	一五九・一四

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円